

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-104

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（時間外勤務を命ずることができる限度時間等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 任命権者は、やむを得ず前項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命じた場合（第6項に該当する場合を除く。）には、当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して4か月以内に、当該職員の時間外勤務の状況、超えることとなった要因及び縮減に向けた改善措置を別記様式により人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 任命権者は、大規模災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、<u>人事委員会の承認を得て、その必要の限度において第2項及び第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。ただし、事態急迫のために人事委員会の承認を得る暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p>7 人事委員会は、<u>前項ただし書の規定による届出があった場合において、必要と認めると</u></p>	<p>（時間外勤務を命ずることができる限度時間等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 任命権者は、やむを得ず前2項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命じた場合（第6項に該当する場合を除く。）には、当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して4か月以内に、当該職員の時間外勤務の状況、超えることとなった要因及び縮減に向けた改善措置を別記様式により人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 任命権者は、大規模災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、その必要の限度において第2項及び第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。<u>この場合において、任命権者は人事委員会が定めるところにより、その事由等について、遅滞なく人事委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>7 <u>任命権者は、前項に規定する時間外勤務を命じた職員の状況について、人事委員会に報告するものとする。</u></p> <p>8 人事委員会は、<u>前項の報告を受け、任命権者における第6項に係る運用が適当でない</u></p>

きは、任命権者に対して、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証を命ずることができる。

8 (略)

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8)～(22) (略)

2～5 (略)

6 第1項第6号イ、第11号、第12号、第16号、第18号、第19号及び第22号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

7 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

8 (略)

判断した場合には、当該任命権者に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

9 (略)

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(7)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内で必要と認める期間

(8)～(22) (略)

2～5 (略)

6 第1項第6号イ、第7号の2、第11号、第12号、第16号、第18号、第19号及び第22号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

7 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別記様式を次のように改める。

別記様式(第7条関係)

年 月 日

静岡県人事委員会委員長 様

(任命権者)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則 13—32）第7条第4項の規定に基づき、同条第2項及び第3項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命じた職員について、下記のとおり報告します。

記

1 規則第7条第3項の規定（上限時間の特例）を超えて時間外勤務を命じた職員の状況

区 分	職員数(人)
1 か月につき 100 時間以上	
1 年につき 720 時間超	
1 か月につき 45 時間を超える月数が 1 年について 6 か月超	
2 か月から 6 か月の期間における平均時間が 80 時間超	
合計（延べ人数）	
合計（実人員数）	

2 規則第7条第2項の規定（上限時間の原則）を超えて時間外勤務を命じた職員の状況（1に該当する職員を除く。）

区 分	職員数(人)
1 か月につき 45 時間超	
1 年につき 360 時間超	
合計（延べ人数）	
合計（実人員数）	

※1及び2の所属ごとの状況については、別紙のとおり

3 時間外勤務命令の対象職員 人

4 時間外勤務の上限時間を超えることとなった要因及び縮減に向けた改善措置

上限時間を超過した要因	該当する所属	改善措置の状況	措置の時期

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。